

令和 4 年 6 月 24 日現在

機関番号：34509

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13602

研究課題名（和文）明治初期開港地における司法

研究課題名（英文）Justice at the open ports in early Meiji period

研究代表者

辻村 亮彦 (TSUJIMURA, Akihiko)

神戸学院大学・法学部・准教授

研究者番号：30547823

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000 円

研究成果の概要（和文）：開港地であった函館においては、司法省と開拓使の共働により、涉外関係事件の迅速かつ公正な処理の必要性から、明治7年には早くも裁判所が設置されたのに対し、開拓使の本庁が置かれた札幌においては、裁判所の早期設置を求める開拓使と、費用対効果が見合わないとして設置に消極的な司法省との間で対立が続き、政府が一旦決定した明治12年での裁判所設置は棚上げとなり、結果的に明治15年初めによろやく実現した。「内地」への編入の途上の明治前期北海道において、開港地であった函館では例外的に「内地」並みの裁判所の早期設置が実現し、幕末に決定した函館開港が司法制度の導入、拡充に一定のインパクトを持ったことが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本において西洋型の裁判制度の導入にあたって、幕末に欧米列強と締結した通商条約において強要された領事裁判権の撤廃が大きな導因となったことは広く知られている。開港地・函館において裁判所設置が急がれた事情について、後年の札幌への裁判所設置の場合の状況と比較し、明らかにすることを通じて、西洋型裁判制度の導入に対して開港およびそれに伴う外国人との接触が与えたインパクトの大きさを示すことができ、より精緻な歴史像を描くことに寄与したものと考えている。

研究成果の概要（英文）：In Hakodate, where the port was opened to foreign trade, the Ministry of Justice and the Kaitakushi (Hokkaido Development Commission) worked together to establish a court as early as 1874, out of a need for speedy and fair handling of foreign relations cases. In Sapporo, where the main office of the Kaitakushi was located, there was a continuing conflict between the Kaitakushi, who wanted to establish a court as soon as possible, and the Ministry of Justice, which was reluctant to establish a court because it would not be cost-effective. In the early Meiji period, Hokkaido was in the process of incorporating into the "inland territories" of Japan, and Hakodate, which was the opening port, was an exception in that it achieved the early establishment of a court comparable to those in the "inland territories," indicating that the decision to open the port of Hakodate at the end of the Edo period had some impact on the introduction and expansion of the judicial system.

研究分野：日本法制史

キーワード：裁判所 司法制度 北海道 函館 札幌

1. 研究開始当初の背景

江藤新平のイニシアティブにより1871年(明治4年)7月に創設された司法省は、同年9月の東京を皮切りに、1872年(同5年)8月、9月に当時の関東一円12県、同年9月、10月には近畿3府県(兵庫、大阪、京都)に裁判所を設置し、江戸時代以来行政官が兼務してきた裁判権の切り離しを試みた。1873年(同6年)には財政難や明治六年政変による江藤新平の下野の影響を受け裁判所設置の動きは一旦ストップしたが、1874年(明治7年)、関東、近畿3府県に続いて長崎、函館、新潟などに裁判所が設置され、その後全国へと裁判所の設置の動きが広がっていく。

このように、明治初年の司法制度整備の過程で東京、京都、大阪の三大都市と関東各県に続いて裁判所が設置されたのが開港地である神戸、長崎、函館、新潟であった。また、1872年(明治5年)には外国人関係の訴訟を処理するために東京開市場裁判所が設けられた。ここから、日本の司法制度整備の過程において開港地の存在が比較的大きな意味を持っていたことが示唆される。

2. 研究の目的

以上の背景を前提に、本研究では、以下の2つの問題にアプローチすることにした。

- (1) 明治10年以前の政府内、司法部内において、開港地への裁判所の設置が急がれた背景にはどのような事情があり、裁判所の設置をめぐるどのような議論がなされたのか。
- (2) 実際に開港地においてどのような事件が生起し(民事、刑事とも)、裁判所などにおいてどのように処理されていたのか、またその態様において開港地以外の地域とはどのような差異があったのか。

以上2つの問題にアプローチすることにより、幕末に欧米列強との間で締結された通商条約に基づき実施された開港が、明治期における司法制度の整備にどのようなインパクトを与えたのかについて明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

上記「2. 研究の目的」(1)で掲げたアプローチを実施するに当たって、同じ北海道内の開港地函館と非開港地札幌への裁判所設置をめぐる政府内(太政官、司法省、開拓使)の意思決定過程を追跡し、その差異を明らかにすることにした。この分析に当たっては、国立公文書館所蔵の太政官公文録、太政類典と北海道立文書館所蔵の開拓使文書を利用し、各種の公文書に示された政府各部門の有していた認識、見解を解明することにした。

また(2)で掲げたアプローチを実施するに当たって、開港地函館における裁判所設置前後の民事、刑事の裁判の実際の状況について解明を試みることにした。この分析に当たっては、裁判所設置前の開拓使函館支庁が行った民刑事裁判の裁判文書(原本は函館地方裁判所所蔵、北海道立文書館でマイクロフィルム提供)、および裁判所設置後の函館裁判所と新潟裁判所が行った民事裁判の判決原本(国立公文書館所蔵、国際日本文化研究センターがデータベース提供)を利用した。

4. 研究成果

2020年2月以降、日本においても新型コロナウイルスの感染が拡大したため、当初予定していた「3. 研究の方法」で掲げた北海道立文書館所蔵史料へのアクセスが極めて困難な状況となった。研究期間を2度にわたって延長し資料調査の機会を窺ったものの、2021年度も調査が困難な状況が継続した。このため、上記の研究目的の2つのアプローチのうち(1)の遂行、公表を優先することにし、(2)の資料調査と研究の遂行、公表については他日を期すこととした。

(1)のアプローチに関しては、函館と札幌における裁判所設置過程を比較する研究を、2019年12月に口頭発表を行い、そこでの議論を踏まえて、2021年3月に論文の形で公刊した。この中で、開港地であった函館においては、司法省と開拓使の共働により、涉外関係事件の迅速かつ公正な処理の必要性から、明治7年には早くも裁判所が設置されたのに対し、開拓使の本庁が置かれた札幌においては、司法事務の司法省への早期移管を求める開拓使と、人口僅少かつ寒冷地のため費用対効果が見合わないとして移管に消極的な司法省との間で対立が続き、政府が一旦決定した明治12年での裁判所設置は棚上げとなり、結果的に開拓使が廃止された明治15年初めによろやく裁判所の設置をみたことを明らかにした。明治前半期の北海道は「内地」への編入の

途上であり、「内地」並みの司法制度の導入が遅れた中でも、開港地であった函館では例外的に「内地」並みの裁判所の早期設置が実現し、幕末に決定した函館開港が司法制度の導入、拡充に一定のインパクトを持ったことが示された。

以上の研究成果を通じて、次のような見通しをもつに至った。日本において西洋型の裁判制度の導入にあたって、幕末に欧米列強と締結した通商条約において強要された領事裁判権の撤廃が大きな導因となったことは広く知られている。開港地・函館において裁判所設置が急がれた事情について、後年の札幌への裁判所設置の場合の状況と比較し、明らかにすることを通じて、西洋型裁判制度の導入に対して開港およびそれに伴う外国人との接触が与えたインパクトの大きさを示すことができ、より精緻な歴史像を描くことに寄与したものと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 辻村亮彦	4. 巻 49(2)
2. 論文標題 開拓使期北海道における司法裁判所の設置過程	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神戸学院法学	6. 最初と最後の頁 89-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 辻村亮彦
2. 発表標題 開拓使における司法—開拓使文書を中心に
3. 学会等名 法制史学会近畿部会第460回例会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------